

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化・スポーツ団体等が実施する合宿誘致を促進するため、合宿に要する宿泊費の一部を補助することにより、町内のスポーツ活動及び文化活動が行える施設の有効活用及び交流人口の拡大並びに地域経済の活性化を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 文化・スポーツ技術の向上を目的とした合宿をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。
- (3) 参加者 文化・スポーツ合宿に参加する選手(部員・団員)及び指導者等(部長、監督、コーチ、マネージャー等)をいう。
- (4) 文化・スポーツ団体 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び実業団やクラブ等に所属する文化・スポーツ活動を行う団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、森町外の文化・スポーツ団体とする。

(補助金交付の要件)

第4条 この補助金の交付対象となる文化・スポーツ合宿は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 合宿の宿泊については町内の宿泊施設に2泊3日以上連続した宿泊を5名以上ですること。
- (2) 合宿の活動については町内の施設等を利用すること。
- (3) 国、都道府県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。
- (4) 営利を目的としていないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、合宿に要する経費のうち宿泊費とする。

(複数年度にわたる合宿の補助対象年度)

第6条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の交付額等)

第7条 補助金の額は、1人1泊当たり2,000円を上限とし、1回1団体当たり500,000円を限度額とする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付申請書(様式第1号)及び合宿計画書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は補助金の交付を決定したときは、森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者が、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助事業変更承認申請書(様式第4号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(補助事業の変更決定)

第11条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、森町文化・スポーツ合宿誘致補助事業変更決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の変更の申請があった場合において、第4条第1項の要件に満たなくなったときは、変更承認申請書にその理由を明記し、町長の承認を受けなければならない。

(実施報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、その事業が完了したときは、事業終了後速やかに森町文化・スポーツ合宿誘致補助事業実施報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書(様式第2号)
- (2) 宿泊証明書(様式第7号)
- (3) 委任状(様式第8号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の決定及び確定通知)

第13条 町長は、前条の規定による実施報告があったときは、当該報告に係る書類審査により、当該補助事業の実施内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額を決定するものとする。

2 町長は補助金の額を決定したときは、森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付額確定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の通知を受けた者は、速やかに森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付請求書(様式第10号)により補助金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(補助金の返還等)

第15条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が虚偽又は不正な方法により交付決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(町民との交流の実施)

第16条 町長は、補助対象者に対し、青少年競技者への技術指導、競技団体指導者との交流又は練習の一般公開等、合宿期間中の町民との交流の実施について協力を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の町民との交流の実施に努めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月27日から適用する。

様式第1号（第8条関係）

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付申請書

年 月 日

森町長 様

申請者 郵便番号
住 所
団 体 名
代表者名
(電話番号)

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱の第8条の規定により、次のとおり申請します。

なお、森町が必要な場合は、誓約事項について森警察署へ照会することや、本誓約事項が森町から森警察署に提供されることについて承諾します。

また、この様式に記載された個人情報及び照会で確認された情報は、補助金交付の目的を達成するため及び今後、私が森町と行う他の契約における確認等に利用することに同意します。

合 宿 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
宿 泊 金 額 (補助対象経費)	円
延 べ 宿 泊 者 数	人泊
補 助 単 価	1泊当たり 2,000円
補 助 申 請 額	円

添付書類

- (1) 合宿計画書（様式第2号）
- (2) その他

誓 約 事 項

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その物を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることをしりながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 上記1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。
- 3 暴力団員及び暴力団関係事業者から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、森町への報告及び森警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行います。また、下請負人等が暴力団員及び暴力団関係事業者から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導します。
- 4 この誓約書に事実と相違することが判明した場合は、この契約が解除等のいかなる措置を受けても異議の申し立てをしません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私 の責任とします。

様式第2号（第8条、第12条関係）

合宿（計画・実績）書

団 体 名				
合 宿 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
利 用 施 設 名				
参 加 者 数	人			
宿 泊 施 設				
延べ宿泊者数	計 画		実 績	
	人泊		人泊	
日 程 表				
移 動 手 段				
参 加 者 名 簿	No.	氏名	役職又は学年	備考
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

（注）別途日程表及び参加者名簿がある場合は、任意様式による提出も可能とする。

第 号指令
年 月 日

様

森町長

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付事業に
対し、金 円を補助します。ただし、次の事項を承知してください。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金等の額は、次のとおりとします。

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
森町文化・スポーツ合宿 誘致推進補助金交付事業	円	円

- 2 補助金の目的外使用はしないこと。
- 3 事業の内容を変更しようとするときは、速やかに町長の承認を受けること。
- 4 事業が完了したときは、速やかに実施報告書を提出すること。
- 5 補助金交付の決定を受けた者が交付条件に違反したときは、補助金の決定の取消し及び返還の命に応ずること。

様式第4号（第10条関係）

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助事業変更承認申請書

年 月 日

森町長 様

申請者 郵便番号
住 所
団 体 名
代表者名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号指令をもって補助金の交付の決定を受けた事業について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 変更後の補助金申請額 | 金 | 円 |
| 3 変更事項及び理由 | | |

様式第5号（第11条関係）

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助事業変更決定通知書

第 号指令
年 月 日

様

森町長

年 月 日付け 第 号指令で交付決定した森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金について、下記のとおり変更を承認いたしますので、森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 変更した内容

2. 変更した理由

様式第6号（第12条関係）

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助事業実施報告書

年 月 日

森町長 様

報告者 郵便番号
住 所
団 体 名
代表者名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号指令で補助金交付決定を受けた森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助事業について、当該補助事業が完了いたしましたので、森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 添 付 書 類 (1) 合宿実績書（様式第2号）
(2) 宿泊証明書（様式第7号）
(3) 委任状（様式第8号）

様式第7号（第12条関係）

宿泊証明書

事業名	森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付事業
団体名称	
滞在期間	年 月 日から 年 月 日まで
宿泊日・宿泊者数	<p>年 月 日 人</p> <p>年 月 日 人</p> <p>年 月 日 人</p> <p>年 月 日 人</p> <p>年 月 日 人</p>
延べ宿泊者数	人泊
宿泊支払額 (補助対象経費)	円

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設住所

宿泊施設名称

宿泊施設代表者

(電話 :

担当者 :

)

旅館業許可指令書番号

様式第8号（第12条関係）

委任状

年 月 日

森町長 様

(補助申請者)

住 所

団体名

代表者

(電話番号)

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

記

1 受任者 住所

氏名

2 委任事項 「森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金」の受領に関する一切の権限

様式第9号（第13条関係）

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

森町長

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付確定額 金 円

様式第 10 号 (第 14 条関係)

森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金交付請求書

年 月 日

森町長 様

(補助申請者)

住 所

団体名

代表者

(電話番号)

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定があった森町文化・スポーツ合宿誘致推進補助金を下記のとおり請求します。

1. 請求金額 円

2. 振込先口座

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 信用組合		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店
口座番号 (右づめ)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号 (右づめ)
	1	0 の	
口座名義人	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		

※ 補助申請者と振込先の口座名義人が違う場合は、別紙委任状を添付してください。